

作成日：1999年03月31日

改訂日：2018年07月01日

### 安全データシート

#### 1. 化学品及び会社情報

製品名：日産ストッポール液剤

会社名：日産化学株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目5番1号

担当部門：農業化学品事業部企画開発部登録グループ

電話番号：03-4463-8310 FAX番号：03-4463-8331

緊急連絡電話番号：農薬中毒事故時の問合せ先 公益財団法人日本中毒情報センター

中毒110番	一般市民専用電話 (情報提供料：無料)	医療機関専用有料電話 (一件2,000円)
大阪(365日・24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば(365日・9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

用途及び使用上の制限：農薬（植物成長調整剤）、農薬登録内容以外の使用は不可

#### 2. 危険有害性の要約

##### GHS分類

##### 健康に対する有害性

急性毒性（経口）：区分外

急性毒性（経皮）：区分外

皮膚腐食性及び皮膚刺激性：区分外

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：区分外

皮膚感作性：区分外

生殖細胞変異原性：区分外

発がん性：区分外

生殖毒性：区分外

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分外

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分外

##### 環境に対する有害性

水生環境有害性（急性）：区分外

水生環境有害性（長期間）：区分外

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

##### GHSラベル要素

絵表示：該当しない

注意喚起語：該当しない

危険有害性情報：該当しない

注意書き：該当しない

#### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名：ジクロロプロップ液剤

成分及び含有量

成分	化学名	含有量
ジクロロプロップ	トリエタノールアミン=2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸塩	4.5%
トリエタノールアミン		0.4%

その他成分 95.1%

成分	CAS 番号
ジクロロプロップ	120-36-5

#### 4. 応急措置

##### 吸入した場合

- ・ 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡する。

##### 皮膚に付着した場合

- ・ 皮膚を速やかに洗浄する。
- ・ 外観に変化が見られた場合は、必要に応じて医師の診断を受ける。
- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡する。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受ける。

##### 眼に入った場合

- ・ 水で数分間注意深く洗う。
- ・ コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。
- ・ 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受ける。

##### 飲み込んだ場合

- ・ 口をすすぐ。
- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡する。
- ・ 患者に意識がない場合には、口から何も与えてはならないし、吐かせてもならない。

#### 5. 火災時の措置

消火剤：粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス

使ってはならない消火剤：情報なし

特有の危険有害性：情報なし

特有の消火方法：情報なし

##### 消火を行う者の保護

- ・ 消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具（ホースマスク等）を着用するのが望ましい。

#### 6. 漏出時の措置

##### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・ 作業に際しては適切な防護具を着用し、飛散しない方法で回収する。
- ・ 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

##### 環境に対する注意事項

- ・ 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

##### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

- ・ 危険でなければ漏れを止める。
- ・ 大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。

##### 二次災害の防止策

- ・ 可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。
- ・ 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

##### 取扱い

技術的対策：情報なし

##### 安全取扱い注意事項

- ・ 取扱後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。

- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・皮膚との接触を避ける。
- ・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避ける。
- ・ラベルを良く読む。
- ・ラベルの記載内容以外に使用しない。
- ・農薬は余らせて廃棄することのないように全てを使い切る。
- ・使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
- ・有効期限内に使用する。
- ・使用済み容器は他の用途には絶対に使用しない。

#### 衛生対策

- ・取扱後は良く手を洗う。

#### 保管

##### 安全な保管条件

- ・保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作る。
- ・直射日光を避け、低温で換気のよい場所で保管する。
- ・施錠して保管する。
- ・容器を密閉して換気のよい場所で保管する。
- ・容器は直射日光や火気を避け、冷暗所で保管する。
- ・食品や飲料と区別して保管する。
- ・小児の手の届くところに置かない。

##### 安全な容器包装材料

- ・情報なし

#### 8. ばく露防止及び保護措置

##### 設備対策

- ・本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
- ・管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

##### 保護具

###### 呼吸器の保護具

- ・防塵マスク

###### 手の保護具

- ・保護手袋を着用する。

###### 眼の保護具

- ・眼の保護具を着用する。

###### 皮膚及び身体の保護具

- ・適切な保護衣を着用する。

#### 9. 物理的及び化学的性質

形状：澄明水溶性液体

色：淡黄褐色

pH：7.99

沸点、初留点及び沸騰範囲：情報なし

引火点：引火せず

自然発火温度：情報なし

比重（密度）：1.018

オクタノール／水分配係数：情報なし

#### 10. 安定性及び反応性

反応性：情報なし

化学的安定性：法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる

危険有害反応可能性：情報なし

避けるべき条件：情報なし

危険有害な分解生成物：情報なし

#### 11. 有害性情報

急性毒性：経口・ラット・LD50 >5000 mg/kg

経皮・ラット・LD50 >2000 mg/kg

皮膚腐食性及び皮膚刺激性：軽度刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：軽度刺激性

皮膚感作性：モルモット 皮膚感作性なし

生殖細胞変異原性：混合物の成分濃度が濃度限界以下のため生殖細胞変異原性一区分外とした。

発がん性：混合物の成分濃度が濃度限界以下のため発がん性一区分外とした。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：混合物の成分濃度が濃度限界以下のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一区分外とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：混合物の成分濃度が濃度限界以下のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一区分外とした。

#### 12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）

魚毒性：コイ急性毒性 96時間 LC50 >400 mg/L（有効成分ジクロロプロップ含有類似製剤）

その他：オオミジンコ急性遊泳阻害 48時間 EC50 >1000 mg/L

藻類生長阻害 72時間 EC50 >1000 mg/L

水生環境有害性（長期間）

区分外（本混合物の成分2%については水生環境有害性が不明）

#### 13. 廃棄上の注意

使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。

- ・農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ・市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
- ・使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。

#### 14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報：特になし

UN No.：該当しない

Marine Pollutant：Not applicable

Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code：  
Not applicable

航空規制情報：特になし

UN No.：該当しない

国内規制

陸上規制情報：特になし

海上規制情報：特になし

国連番号：該当しない

MARPOL 73/78 附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質：非該当

航空規制情報：特になし

国連番号：該当しない

輸送の特定の安全対策及び条件

- ・輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。
- ・転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

#### 15. 適用法令

農薬取締法：登録農薬（植物成長調整剤）

道路法：該当しない

消防法（危険物、指定可燃物）：該当しない

毒劇物取締法：該当しない

労働安全衛生法（第57条 表示対象物質）：該当しない

労働安全衛生法（第57条の2 通知対象物質）

トリエタノールアミン（法令指定番号381） 0.4%

化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）：該当しない

土壤汚染対策法：該当しない

#### 16. その他の情報

記載内容の問合せ先

日産化学株式会社 農業化学品事業部企画開発部登録グループ

電話番号：03-4463-8310

記載内容の取扱い

- ・記載内容はこの製品の一般的な取扱いに関する情報提供であって、いかなる保証をなすものではありません。
- ・記載内容は現時点で一般的に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、全ての情報が網羅されているわけではありません。
- ・新たな情報を入手した場合は追加又は改訂されることがあります。
- ・注意事項は化学製品の一般的な取扱いについて記載したものですので、特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。